

回 答 書

東高関支技契第 P00692 号
令和 8 年 6 月 8 日

開発虎ノ門コンサルタント株式会社
代表取締役社長 白鳥 愛介 様

東日本高速道路株式会社 関東支社
支社長 松坂 敏博

(業務名) 東京外環自動車道 川口地区耐震補強施工管理業務

令和 8 年 5 月 25 日付で、貴社から提出のあった標記業務に関する非選定理由に係る説明請求
に対して、次のとおり回答します。

記

1. 非選定理由に係る説明請求内容

「非選定理由通知書」（令和 8 年 5 月 21 日付東高関支技契第 P00547 号）の説明

2. 説明請求に対する回答

(質問事項 1 回答)

評価項目「業務実施体制における技術者等の配置計画」で提出された「業務実施体制」にお
いて、令和 8 年度の予定技術者の配置計画は管理技術者 1 名、管理員Ⅱ 4 名、管理員Ⅲ 2 名
とされています。

本業務の対象となる工事等は、下表に示すとおりであることから、予定技術者の当社標準配
置計画は管理技術者 1 名、管理員Ⅱ 1 名、管理員Ⅲ 3 名と設定しています。

当社標準配置計画と比較して大きく逸脱し、著しく不適切であるため非選定としました。

	令和 8 年度				令和 9 年度～
	4-6月	7-9月	10-12月	1-3月	
東京外環自動車道 川口地区耐震補強工事	公告				令和 9 年度以降に工事契約締結予定
東京外環自動車道 草加地区耐震補強設計	完了				
東京外環自動車道 川口JCTランプ橋耐震補強設計	完了				
東京外環自動車道 川口地区耐震補強設計	契約中	契約中	契約中	契約中	令和 9 年度中に完了予定

(質問事項 2 回答)

評価項目「業務実施体制における技術者等の配置計画」の評価基準について、参加表明者か
ら提出された「業務実施体制」に記載された配置計画を当社の標準配置計画と比較し、著し
く不適切と認める場合を除き、本業務の対象となる工事等の業務量、契約締結状況並びに履
行状況の観点から合理性を確認し、より合理的または同等な配置計画であった場合に「同等
以上の場合」として評価します。

3. 再説明請求

本回答を受けた者は、書面により当職に対して非選定理由の再説明を求めることができます。

非選定理由の再説明請求の受付窓口について

- 1) 受付窓口 東日本高速道路株式会社 関東支社 調達契約課
住 所：〒330-0854 埼玉県さいたま市大宮区桜木町 1-11-20
電話番号：048-631-0020
Mail：ki-r-kanto@e-nexco.co.jp
- 2) 受付期間 本回答の通知日から令和8年6月16日（土曜日、日曜日及び祝日を除く）
の16時00分まで
- 3) 再説明請求に対する回答は、関東支社入札監視委員会を経て回答を行います。

以 上

令和 8 年 5 月 25 日

東日本高速道路株式会社
関東支社 調達契約課 御中

(会社名) 開発虎ノ門コンサルタント株式会社
(所在地) 東京都新宿区新小川町 6 番 29 号
(代表者) 代表取締役社長 白鳥 愛介
(担当部署)
(担当者)
(電話)
(E-mail)

件名：東京外環自動車道 川口地区耐震補強施工管理業務
非選定理由に関する説明請求

1. 説明請求主旨

当社は標記業務の非選定通知書（東高関支技契第P00547号 令和8年5月21日付け）を受領しました。その内容は下記の通りです。

非選定理由	「技術提案書（技術論文）の作成者の選定に関する評価基準」に基づき評価した結果、評価項目「業務実施体制における予定技術者の配置計画」にて、契約初年度である令和8年度において当社の標準配置計画を大きく逸脱し、著しく不適切であるため非選定とする。
-------	--

上記選定理由によれば、契約初年度である令和8年度の業務実施体制における予定技術者の標準配置が貴社の計画と弊社の計画に「大きく逸脱し、著しく不適切である」とあります。弊社において、当該業務が公募された時点から、何度か現地に出向き、あるいは貴社の既発注の外環施工現場（八潮SIC工事）を参考に初年度の人員配置を計画したものです。従いまして、弊社の人員配置が「著しく不適切」とは、承服しかねますの、下記の質問事項について、説明を求めます。

2. 質問事項

【質問事項1】 弊社計画の令和8年度配置人員7名が「大きく逸脱し、著しく不適切」との根拠を示されたい。

下記に弊社の配置人員7名の根拠を示します。

本業務の特記仕様書によれば、主な業務内容は下記の通りと記載されています。

- ① 耐震補強工事の発注資料の照査・作成・整理
- ② 設計業務及び調査業務の照査・作成・整理
- ③ 施工計画の整理・検討

- ④ 施工状況の確認
 - ⑤ 関係機関との協議・調整等
 - ⑥ その他調査等業務の調査・資料作成・施工計画の整理・検討・関連する事務
- 受注者は本業務において、上記を実施するため監督員の指示に従い、これを補助するものとする。また、上記の他監督員が必要と認め、指示した業務についても行うものとする。

また、既発注の工事及び設計は、下記の通り

① 川口地区耐震補強工事（4-6月に発注）

- ・工事延長は約3.2km
- ・耐震補強の対象橋脚：RCが38基、鋼製が43基
- ・落橋防止構造：144箇所
- ・段差防止構造：96箇所

と膨大な数量である。これらの「立会は夜間立会が主となる」とも記載されており、夜間勤務体制の構築が必要となります。

一方、工事開始に伴い下記の内業（資料作成・立会・議事録作成等）が発生します。

- ・工事に支障となる既設遮音壁の撤去等、準備を含めた工事に関する地元住民への説明
- ・関係機関協議
 - 1) 国道・県道・市道の道路管理者（道路法第24条、32条協議）
 - 2) 国道・県道・市道の交通管理者（道路交通法77条）
 - 3) 公安委員会（交通規制・信号機仮移設等）
 - 4) 高速道路の交通管理者（高速隊）（道路交通法第80条）
 - 5) NEXCO管理事務所（光通信ケーブル等近接協議）
 - 6) 東京電力・NTT・ガス会社等（支障物件移設協議）
 - 7) 川口市（上下水道等埋設物協議）
 - 8) 環境部局（土壌汚染対策法 法第4条申請等）

② 川口地区耐震補強設計（工期：令和6年9月25日～令和9年6月11日）

以上の工事・設計に対する施工管理業務に対し、ワークライフバランスを勘案の上、下記の通り令和8年度の施工管理員の配置を7名計画しました。

- ① 管理員Ⅰ：全体管理
- ② 管理員Ⅱ：設計・協議関係
- ③ 〃 : 〃
- ④ 管理員Ⅱ：現場主担当・工事積算副担当（夜間立会有り）
- ⑤ 管理員Ⅱ：現場副担当・工事積算主担当（夜間立会有り）

- ⑥ 管理員Ⅲ：現場補助・工事積算補助（夜間立会有り）
- ⑦ 管理員Ⅲ：設計・協議補助

手続開始公示説明書 4-2.（１）２）参加表明書の作成にかかる留意事項の業務実施体制に示す貴社の標準配置計画は、令和8年8月～令和10年3月の期間で

- ・管理技術者 人数1名
- ・担当技術者 人数1名【管理員Ⅱ】、人数3名【管理員Ⅲ】 計5名

と記載されています。

貴社計画配置人員5名に対し、弊社予定計画配置人員7名が「大きく逸脱し」に該当するのでしょうか。

【質問事項2】評価基準の「同等以上の場合」の定義を示されたい。

「手続開始公示説明書」の「5-1.技術提案書（技術論文）の作成者の選定に関する評価基準」によれば、業務実施体制における技術者の配置計画の評価基準は、下記の通りとなっています。

評価項目				配点
業務実施体制	配置計画	業務実施における技術者等の配置計画	評価基準	
			配置計画（配置予定開始日を除く） 参加表明書様式2に記載された配置計画を当社の標準配置計画と比較し以下の通り評価する。 ① 同等以上の場合 ② 下回る場合 ③ 著しく不適切な場合 ④ 施工管理共同体で参加表明書等を提出した者で、管理技術者が施工管理共同体の代表者に所属していない場合	① 10点 ② 0点 ③ 非選定 ④ 非選定

前項で示した貴社の計画配置人員は、現場遂行のための必要最低限の人員配置と理解しています。本業務は、既に設計・工事が発注されており、まさに即時対応が必要な現場と判断しました。従いまして、現場状況等を勘案し、弊社社員のワークライフバランスを考慮したうえでの人員配置ですので、ご理解を承りたくよろしくお願いいたします。

以上